

寄付金に対する税制上の優遇措置

戸板学園は文部科学省から特定公益増進法人の証明を受けておりますので、本学に対するご寄付は、税法上の優遇措置を受けることができます。

※ただし、新入生とその保護者を対象に募集した寄付金の場合、入学願書受付開始日から入学した年の年末までに納入したものに付きましては、「学校の入学に関してする寄付金」に当たり、寄付金控除の対象となりませんのでご注意ください。

個人の場合

所得税の寄付金控除（所得控除）

寄付金額*が2,000円を超える場合は、その超えた金額がその年の所得金額から控除されます。

*年間総所得金額等の40%が上限

個人住民税の寄付金税額控除

都道府県・市区町村の条例により本学園への寄付金*が税額控除の対象に指定されている場合は、住民税の控除も受けることができます。

*年間総所得金額等の30%が上限

※本学園は、「東京都」と「港区」から指定を受けています。そのほかの自治体については、お住まいの市区町村の税務担当課へお問い合わせください。

法人の場合

法人税の減免

特定公益増進法人に対する寄付金として一定の限度額までを損金に算入できます。また、特定公益増進法人に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めます。

お手続き方法

お手元の「振込金受取書(本人保管)」(領収書に代わる旨が明記されているもの)と本学から送付する「特定公益増進法人証明書(写)」の2点を添えて、確定申告を行ってください。個人住民税控除を受ける方は、確定申告の際、あわせてご申告ください。

※所得税が課税されず、個人住民税のみが課税される方は、お住まいの市区町村に住民税申告を行ってください。

※税制上の優遇措置に関する詳細は、所轄税務署へお問い合わせください。